

アルト・ケアプランセンター 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社アルトが開設するアルト・ケアプランセンター（以下、「センター」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターが要介護状態にある高齢者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な事業が提供できる事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 センターの全職員は、要介護者の心身の特性やその置かれた社会的、家庭的な立場を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、適正な居宅介護支援を行う。また、事業の実施にあたっては、利用者本人やその家族の意向を十分尊重するとともに、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、利用者にも最も適した総合的なサービスが受けられるよう努力するものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 アルト・ケアプランセンター
- 二 所在地 岐阜市正木北町1-8（アルト介護センター正木内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、センターの従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援事業に携わるものとする。
- 二 介護支援専門員 6名
介護支援専門員は第2条及び第次の規定を踏まえた上で、利用者及びその家族の立場に立った居宅介護支援サービスを提供するものとする。

(事業の提供方法及び内容)

第5条 事業の具体的な提供方法及び内容は次のとおりとする。

- 一 利用者の相談を受ける場所 事業者又は利用者の居宅
- 二 使用する課題分析表 ガイドライン
- 三 サービス担当者会議の開催場所 事業者又は利用者の居宅
- 四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上、適正な居宅介護支援に必要な数

2 センターは、介護保険法（平成9年法律第123号）第115の21第3項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けることができるものとする。

(利用料)

第6条 利用料は次のとおりとする。

- 一 法定代理受領分 なし
- 二 法定代理受領分以外 厚生労働大臣が定める基準

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は岐阜市、岐南町、本巣郡北方町、本巣市（旧糸貫町、旧本巣町）とする。

(営業日及び営業時間)

第8条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日まで
(但し、国民の休日、12月31日～翌1月3日は除く。)
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時まで
但し、電話等の問い合わせについては24時間対応するものとする。

(苦情処理)

第9条 センターは、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 一 センターは提供した居宅介護支援に関し、法第21条の規定により市町村が行う文書等の提出若しくは掲示の求めや質問等に応じ、市町村の行う調査に協力するとともに、市町村から指導、助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 二 センターは、提供した居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条 センターは住民、利用者に信頼される組織を目的とし、その達成のために次のような事項を定める。

- 一 介護支援専門員の資質向上のため、定期的な研修機会を設ける。
- 二 全職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を在職中及び退職後も保持することを雇用契約締結の条件とする。
- 三 本規程に定める事項以外の事項については、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）その他関係法令等を遵守し、さらに本規程、関係法令等に定めのない事項に関しては、管理者及び関係する職員の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成15年1月1日より施行する。

この規程は平成17年7月1日より施行する。

この規程は平成18年4月1日より施行する。

この規程は平成19年2月16日より施行する。

この規程は平成 20 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は平成 20 年 10 月 1 日より施行する。
この規程は平成 21 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は平成 23 年 1 月 4 日より施行する。
この規程は平成 23 年 3 月 1 日より施行する。
この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は平成 24 年 6 月 1 日より施行する。
この規程は平成 24 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は平成 24 年 9 月 18 日より施行する。
この規程は平成 25 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は平成 25 年 10 月 7 日より施行する。
この規程は平成 26 年 3 月 1 日より施行する。
この規程は平成 26 年 3 月 16 日より施行する。
この規程は平成 26 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は平成 27 年 5 月 1 日より施行する。
この規程は平成 27 年 9 月 1 日より施行する。
この規程は平成 27 年 10 月 1 日より施行する。
この規程は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は令和 1 年 11 月 15 日より施行する。
この規定は令和 5 年 1 月 1 日より施行する。
この規程は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。